



『義経記』巻第七「大津次郎の事」の構造に関する 考察：女房と「所の者ども」を中心に

齊賀，万智

(Citation)

國文論叢, 53:14-24

(Issue Date)

2018-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/E0041447>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041447>



『義経記』 卷第七 「大津次郎の事」の構造に関する考察

——女房と「所の者ども」を中心に——

齊 賀 万 智

一、はじめに

南北朝時代に成立したとされる『義経記』¹は、源義経の誕生からその最期までを記した一代記である。しかし、周知のとおり、義経の生涯は頼朝の弟という立場に担保されたそれとは、ほど遠いものであり、特に義経の後半生は、頼朝に追われる謀反者として、弁慶や静などの主従とともに各地を流浪するというある種の緊張感が常につきまとうものであった。こうして、公的権力から追われる身となった義経は、平泉の奥州藤原氏の庇護を求め、北国に落ちゆくことを決意する。その旅の最初の難関である大津での出来事を記しているのが、本稿で検討対象とする巻第七「大津次郎の事」（以下、「大津次郎」と表記する）である。

試みに、この章段に関する先行研究をみてみれば、「義経北国落ち考」として一括される傾向にあり、³そもそも、先行研究自体が少ないといわざるを得ない。しかし、少ないながらも示唆に富んだ指摘はなされている。例えば、北国落ちを記す巻第七全体を詳細に検討された角川源義氏は、「大津次郎」の成立の問題に関

し、本文に「三井寺（園城寺）」と記され、また大津浦が当時、園城寺領であったことなどを根拠として、この説話の成立背景に大津の商人次郎が、義経一行を自ら拵えた船に乗せ、越前国へと通じる海津浦まで送り届けたという話型が、日吉神人の起源神話と類似していることを指摘する。さらに、当時大津の商人を支配していた山科家に着目し、「大津次郎」は、大津周辺の商人たちが山科家、園城寺、山門という権門三者に従いつつも、時には出し抜くといった時代状況の中で成立したのではないかと述べている。⁵

これらの先行研究を鑑みれば、「大津次郎」は、大津周辺で活躍していた商人の視点から語られた物語であり、商人たちが権門三者に従いつつも、それを出し抜くといった時代状況の中で創造されたものと考えられる。以上のとおり、これまでに優れた知見は呈されているものの、「商人」や「権門」というキーワードを逸脱した論稿は、ほぼ見られない。したがって、本稿では、「大津次郎」に流れる論理を再度確認した上で、女房や「所の者ど

も」といった人々に着眼し、この物語に関する新たな視角を呈することを目標としたい。それらを提示することは、「大津次郎」生成の問題に新たな知見をもたらすことにつながるものと考えられる。

二、〈義経を救う行爲〉の正当化

この章段では、謀反者として頼朝から追われる身となった義経一行が、北国へと向かうため、山伏に姿をやつし、大津の地へと足を踏み入れた時のことが語られている。語り手が「大津の領主、山科左衛門、三井寺法師を語りひて、城郭を構へて、相待つところに、判官落ち着き給へり」と語っていることから想像されるように、ここでは義経一行の多難が示唆されるのだが、ここで、何かに導かれるようにして義経一行に一助を与える人物「山田、矢橋の大津、松本に聞こえたる商人、宗徒の者、大津次郎」が現れる。後に引用するように、彼は自らの危険を顧みず、自発的に義経一行に手を差し伸べようとするのだが、彼の行動は女房の行動によって阻まれてしまう。

次郎が女房垣越しに見奉り、「あら美しの稚児山伏や。遠道の道者とは宜へども、衣装の美しさは、いかにも只人にはあらず。但し九郎判官殿の山伏になりて下り給ふとて、道々も心やすからず。この所もか様にひしめくに、山伏大勢泊め申して、明日は城に聞こえて、身の為大事なり。夫の次郎を呼びて、この事を談合して、判官殿にてましまさば、城まで申さずとも、私にて討ちてもまた搦めても、鎌倉殿の見参に入りて、勲功に与りたらば然るべし。

とあるように、女房は山伏の集団が逃亡中の義経一行であることを見ち早く察知し、義経を捕らえて「勲功」を賜ろうと謀り、城へ使者を遣わして、夫である次郎を呼び出すこととなる。

(次郎が女房) 城へ使ひを遣はして、男を呼び寄せ、一間なりける所へ招きて言ひけるは、「所こそ多けれ、九郎判官殿を宿し参らせたるをばいかげせん。御辺の親類、妾が兄弟どもを集めて搦めばや」とぞ申しける。男うち聞きて、「音なせそ。壁に耳、石の物言ふと申す事あり。九郎判官にておはするとも苦しからず。搦め参らせたらばとて、勲功もあるまじ。またまことの山伏にてましまさんにつけても、金剛童子の恐れあり。まことに判官殿にてましますとも、忝くも鎌倉殿の御弟にてましますば、畏れあり。我ら思ひ切り奉るとも、たやすかるべき事もなし。かしましかしまし」とぞ言ひける。女房これを聞きて、「地体和殿は女房に甲斐々々しく当たらんずる者にてあらばこそ。女の申すことは上の御耳に入らぬ事やある。城へ参りて申さん」とて、小袖取りて打ち被き、走り出でてぞ行きにける。

大津の商人である次郎と女房が、義経一行の処遇をめぐって議論を交わす場面である。女房は、義経一行を捕らえて頼朝から「勲功」を賜ろうと画策するが、この計画を夫である次郎は、否定してゆく。しかし、この女房は、次郎の意向に従う気配を微塵も見せることなく、自身の論理が正しいことを疑わない。そして、「女の申すことは上の御耳に入らぬ事やある。城へ参りて申さん」と言い切り、義経一行の存在を密告するため、なりふり構わず城へと走り出す。その後、

夫の次郎はこれを見て、彼奴を放ち立てば悪しかるべしとや思ひけん、門の外にて追ひつきて申す様は、「今に始めたる事か、風に靡く刈萱、男に従ふ女」とて、言ひ伏せ心行く程さいなみけり。彼の女極めてえせ者なりければ、大路に走り出でてうけびけるは、「大津次郎は僻事の奴にて、判官の方人する」とぞ申しける。所の者どもこれを聞きて、「大津次郎が女房こそ、例の酔狂ひして男に打たるれ」とぞ言ひける。また「多くの法師の名を聞けども、判官など言ふ法師の名をば聞かねば、ただ放し立てて打たせよ」とて、取り障ゆる者なかりけり。ふくふく打たれて半死にぞなりにける。

とあるように、次郎は女房の行動を止めぬべく、当時流布していた諺であろう「風に靡く刈萱、男に従ふ女」という言葉を投げかける。この言より推察すれば、当時、女は男に従うことが通常とする考え方があったものと考えられよう。しかしこの女房は、そのような言葉にひるむことなく、「大津次郎は僻事の奴にて、判官の方人する」と放言する。幸い、その女房の言を聞いていた「所の者ども」は、「判官」を義経ではなく、法師の名と勘違いする人々だったため、次郎の行為は義経を救う方向へと向かっていくこととなり、最終的には、次郎の暴力によって女房の口は封じられ、この夫婦喧嘩は幕を閉じることとなる。

こうして、義経を捕らえんとする女房を制止した次郎は、義経一行を救うべく、奔走する姿を見せる。

やがて判官出でさせ給へば、大津次郎舟津まで参り、御船拵へて参らせける。かくて次郎は山科左衛門殿所へ急ぎ行きて申しけるは、「海津の浦に候ふ伯父にて候ふ者、俄かに喧嘩

に遭い候ひて、疵を蒙りて候ふ由人伝に申し候ふが、御暇賜り候へ。別なる事も候はずは、やがて、参り候はんずる」と申しければ、左衛門、「それ程の事、一大事ならばとかく越えられ候へ」とぞ申しける。次郎嬉しく思ひ家に帰り、太刀取りて、征矢掻き負ひ、弓押し張り、御船に跳び入りて「御供申し候はんずる」とて、大津の浦をぞ押し出だす。(中略)海津の浦にぞ船は着く。十六人の人々を上げ奉りて、次郎は暇を申しける。その時判官仰せけるは、これは賤しき者ながら、情け深きものかな。知らせばやと思し召し、武藏房を召して、「この者にかかる事を知らせずして下りなば恨み思ふべし。知らせばや」と宣へば、弁慶、大津次郎を呼びて、「我ならば知らするなり。か様に奥州へ御下りあるは、判官にて渡らせ給へり。道にてともかくも渡らせ給ひたらば、子孫のまばりにせよ」とて、笈の中より、萌黄緘の腹巻に黄金装束の太刀取り副へて賜ひにけり。次郎これを戴きて、「何処までも御供申したく候へども、なかなか御為悪しく候はんずれば、心ならず御暇申し候。何処にも君の渡らせおはしまし候はん所へ参り候ひて、拜み奉り候はん」とぞ申しして帰りける。下臈ながらも情けありてぞ覚えける。

このように、次郎は山伏の集団が義経一行だと承知の上で、北国への逃亡劇に一助を与える。そして、義経一行のために、自らに従属する「山科左衛門」を欺くという危険を犯してまで、船を漕ぎ出すのである。こうして次郎は、無事に義経一行を海津の浦に送り届ける。すると、義経は、次郎に自らの正体を明かし、「子孫のまばりにせよ」と「萌黄緘の腹巻に黄金装束の太刀」を

授け、それらを賜った次郎は、大津へと戻っていくこととなる。

ここまで本文を追ってきたが、注目すべきは、「大津次郎」において、〈義経を救う行為〉が正当化されているということである。「大津次郎」で「勲功」を得たのは、義経の存在を密告しようとした女房ではなく、義経一行を救った次郎であり、物語の語り手は、かかる次郎に対し、「下臈ながらも情けありてぞ覚えける」という好意的な評価を下している。このように、「大津次郎」において〈義経を救う行為〉は、明らかに正当なものとして記述されているのである。

しかし、このような叙述のされ方には疑問を呈する。周知のとおり、義経は謀反者として当時の絶対的権力である頼朝に追われる身であった。それゆえ、次郎の義経を救う行為は、頼朝の権力下においては否定されるはずである。しかし、先にも触れたように、次郎は義経一行を送り届けるために、「大津の領主」である「山科左衛門」を欺く危険を犯すのであり、さらには義経一行に助力を与えることを「嬉しく思」うのである。

この理由を考察するにあたっては、藪本勝治氏の論考が大いに示唆的である。氏は、『義経記』全体を俯瞰し、〈義経の物語〉の中に〈義経の助力者の物語〉が織り込まれていることを指摘した上で、なぜ人々は他でもない〈義経の助力者の物語〉を伝承したのかという問題を「義経のイメージの二重性」という側面から考察している。以下、一部を引用する。

『義経記』以前に成立していた義経のイメージは、『平家物語』諸本や『吾妻鏡』に見られる通り、出自の不明確な郎党を従え、超人的な奇襲戦法を駆使し、自由任官の結果幕府か

らも京都からも追放されるという、既成の秩序から逸脱してゆく人間像であった。(中略) その自尊と流浪とを旨とする形象は一面においてきわめて快活・奔放であり、その意味で大きな魅力を湛えている。しかしそのように体制内で安定的な居場所を持つことのなかった義経は、裏を返せば、流浪を続けた不遇な生涯を送った貴公子であったとも言える。(中略) 義経の歴史的イメージは、このように二重性を備えていることが指摘できる。かくして、体制から逸脱する義経は各地を漂泊する人生を送ったわけで、そのような義経の歴史的イメージに基づく「義経の物語」は、南北朝期の社会流動を経て自律性を獲得しつづけた下位身分の人々の側から見れば、助力者あるいは庇護者としての参加が可能な構造を備えた物語であったことになる。そして元大夫判官の將軍弟という貴種でありながら流離し、庇護者達のもとへ来訪する「義経の物語」は、庇護者の側からすると、その貴種性という公的・権威的な属性を帯びた文脈へと自己(あるいは自己の属する共同体)を接続することを可能とする、ある種の求心力を持つ物語であった¹⁰⁾。

やや引用が長くなつたが、この論説を踏まえれば、「大津次郎」において〈義経を救う行為〉が肯定されるのは、それが〈義経の助力者の物語〉に他ならないからだと考えられる。そして、この物語が〈義経の助力者の物語〉として成り立つためには、義経は救い甲斐のある貴種でなければならないのである。

三、(義経を救う行為)の正当化に

協力する人たち―女房

「大津次郎」では、義経を救うという行為を正当なものとする叙述態度がとられている。しかし、それを踏まえると、「大津次郎」における女房の存在意義は、些か疑問に感じられる。前章で確認したように、この女房は自らの論理に従って、主体的に行動し、次郎の言い分に対しても聞く耳など全く持たない女である。

このように一筋縄では捉えられない女房の存在を単なる登場人物の一人として看過することはできない。〈義経の助力者の物語〉である「大津次郎」の主眼は、あくまで義経一行の北国落ちに一助を与える次郎の活躍にあるはずであり、そう考えると、次郎とは異なる論理を持ち、次郎の行動に水を差す女房の存在意義は、不明確なものであるといっても過言ではないだろう。

この問いを検討するにあたり、まずは、この女房の主体性がいかなるものに支えられているのかということを確認しておきたい。先に引用した「判官殿にてましまさば、城まで申さずとも、私にて討ちてもまた搦めても、鎌倉殿(頼朝)の見参に入りて、勲功に与りたらば然るべし」という記述に着眼してみよう。女房は、義経を捕らえれば、頼朝から「勲功」が得られると考えている。つまり、この女房の発言には、妻である自分に「勲功」の恩恵が与えられる、あるいは「勲功」を独り占めできるというような貪欲さを汲み取ることができるのである。

この推論を信ずれば、次郎の女房が持つ主体性の背景には、夫婦間の財産に関わる権限が関係しているものと推測できるのでは

なからうか。以下、諸氏の先行研究に沿いながら、中世における夫婦間の財産管理権についてみていきたい。

中世における夫婦の財産権については、史料が乏しく、未だ明確な知見は得られていないようだが、農民・商人階層の女性に財産権が認められていたことは、脇田晴子氏や永原慶二氏などが指摘するところであり、また中世における夫婦の財産権について検討された保立道久氏は、「人の妻のさらるる時は、家の中の物、心に任せて取る習ひなれば、「何物にても取り給へ」(『沙石集』巻第九ノ一「嫉妬の心無き人の事」という説話の一部を引用した上で、中世の女性は夫と別個に財産を有していたと述べている。さらに、保立氏は、女性と家財の関係性についても言及し、鎌倉末の成立と思しい『松崎天神縁起』に描かれる櫃に肘をつけて座る後妻に着目し、この後妻の姿勢は、単に主婦権の象徴に止まらず、一家の経済を握っていることの直接的表現であると述べている¹⁴⁾。これも、女性が財産の管理と深く関わっていることを示す例の一つといえよう。また、本稿の対象とは少し時代がずれるが、中世前期における庶民夫婦の財産権について検討された田端泰子氏は、夫婦の同居が一般化したことに着眼し、夫婦が永く同居することで財産の合一がなされ、夫婦共同知行の姿が広がったことを指摘している。そして、氏は、妻は夫の財の譲与や売却などに関係が深かったことを補足している¹⁵⁾。

以上の見解を鑑みれば、中世の夫婦間において、妻は程度の差こそあれ、家の財産に関する権利を有する立場にあったものと考えられる。そして、このような夫婦間の財産に関する権限が、主体的な女房像を支えていたのではなからうか。

ここまで女房の主体性を支える根拠について見てきたわけだが、なぜこの「大津次郎」において、女房をこれほどまで主体的に記述する必要があったのかという点について考えなければならぬ。ここで本文の記述に再度着目したいと思う。

夫の次郎はこれを見て、彼奴を放ち立てば悪しかるべしと思ひけん、門の外にて追ひつきて申す様は、「今に始めたる事か、風に靡く刈萱、男に従ふ女」とて、言ひ伏せ心行く程さいなみけり。彼の女極めてえせ者なりければ、大路に走り出でてうけげけるは、「大津次郎は僻事の奴にて、判官の方人する」とぞ申しける。所の者どもこれを聞きて、「大津次郎が女房こそ、例の酔狂ひして男に打たるれ」とぞ言ひける。また「多くの法師の名を聞けども、判官など言ふ法師の名をば聞かねば、ただ放し立てて打たせよ」とて、取り障ゆる者なかりけり。ふくふく打たれて半死にぞなりにける。

先に確認したように、女房は、次郎の暴力によって、「半死」の状態となり、その主体性は封じ込められてしまう。こうして、「半死」の状態になった女房は、次郎の暴力によって強制的に物語の外へ押し出され、一旦物語から退場させられてゆくこととなる。そして、女房が物語から退出させられると同時に、義経を捕らえ、「勲功」を得ようという女房の論理も、物語上から消えてゆくこととなる。そうすると、必然的に次郎の行動を貫く〈義経を救う行為〉を正当化する論理というのが、物語の中心に浮かび上がってくる。このように考えていくと、女房が次郎によって「ふくふく打たれて半死にぞなりにける」のは、重要な意味を持つているといえよう。女房は、次郎によって「ふくふく打た

れ」ることにより、物語から退出させられなければならないのである。それは、自らが物語を去ることにより、次郎の行動を「貫く〈義経を救う行為〉を正当化する論理」というものを際立たせるために他ならない。女房が暴力によって物語から追い出されるということは、単に物語から姿を消すという意味だけにとどまらず、女房の背負っていた論理も物語から消失するということを意味するのである。つまり、物語から女房が退出させられることによって、次郎の論理が前景化するという仕組みがここには存在しているといえるのである。

かかる仕組みを機能させるためには、女房が主体的であり、次郎とは異なる論理を声高に主張する必要がある。この女房がしおらしく次郎に従うような女であれば、この仕組みは巧みに機能しないのである。

四、〈義経を救う行為〉の正当化に

協力する人たち——所の者ども

前章では、義経を救う行為を正当化するための装置の一つとして、女房の存在を挙げた。次郎とは異なる論理を唱える主体的な女房が、次郎の暴力によって否定され、物語から退出させられることで、結果的に、義経を救うことを肯定する論理が、物語の中央に浮かび上がってくるという構造があると指摘できよう。しかし、この物語において、女房だけが義経を救うという行為を正当化するために機能しているわけではない。次に検討対象とする「所の者ども」の存在も、決して看過できるものではないのである。彼の女（女房）極めてえせ者なりければ、大路に走り出でて

うけびけるは、「大津次郎は僻事の奴にて、判官の方人する」とぞ申しける。所の者どもこれを聞きて、「大津次郎が女房こそ、例の酔狂ひして男に打たるれ」とぞ言ひける。また「多くの法師の名を聞けども、判官など言ふ法師の名をば聞かねば、ただ放し立てて打たせよ」とて、取り障ゆる者なかりけり。

(巻第七「大津次郎の事」)

次郎を払い退け、「大津次郎は判官の方人だ」と放言する女房に対し、「所の者ども」は「大津次郎が女房こそ、例の酔狂ひして男に打たるれ」と冷淡に応対する。そして、「多くの法師の名を聞けども、判官など言ふ法師の名をば聞かねば、ただ放し立てて打たせよ」とあるように、結局、女房に手を差しのべる者はいなかったことがわかるが、まずこの場面で着目したいのは、「例の酔狂ひ」という言葉である。「所の者ども」は、女房の「例の」様子をよく知っているのである。それゆえに、この日も女房がいつものように酔い狂っていると思い、気に留めなかつたということが読みとれる。女と酒については岡見正雄氏をはじめ諸氏によつて指摘されているように、関わりの深いことが知られているが、この女房のように、酒を飲み、さらにいつも酔い狂っている女というのは、当時においてどのように受け止められていたのであろうか。次の狂言に着目してみよう。

わ上郎の能には、朝寝昼寝夕惑ひ、たまく起きて物呪ひ、苧績¹⁷だてはすれども、つ、そや卷子や苧袴を、酒代の質に取り遣り、織る事さらになければ、着る事まして候はず、一年に一ど立つ、河内の国に聞えたる、あふみだうの市場にて、布一尺も多売らひで、さのみ人のきくにもものないふそ、和女¹⁸

(女狂言之類「どもり」)

ここには、夫婦喧嘩の様子が記されている。夫が妻の欠点をあげつらい、非難しているわけだが、その中に紡いだ糸を酒代の質にしているという内容が含まれている(傍線部)。それを鑑みれば、いつも酔い狂う次郎の女房が悪く記されるのも納得がゆこう。女が酒を飲み、酔い狂うことに肯定的なイメージは付随していないのである。

このように、「所の者ども」が女房の「例の」様子を提示することにより、女房の印象は貶められる。そして、この「所の者ども」の言により、女房には否定的なイメージが付与され、かかる女房が掲げる主張は、聞くに値しないものとして物語の隅に少しづつ追いやられてゆくのである。

また注目すべきことに、「所の者ども」は「判官」の意味を理解しておらず、次郎が謀反人である義経に加担しようとしていることを知らないのである。ここから、「所の者ども」は、「判官」を官職名ではなく、法師の名と勘違いする中央の常識には通じていない人々であったことが窺えるのだが、このことは、物語に一つの効果を生じさせているものと考えられる。それは、義経を救おうとする次郎の行動を成功へと押し進めていく効果である。「所の者ども」が、「判官」の意味するところを知らず、女房への暴力を止めなかつたことにより、次郎は結果的に、義経を救うという行動を邪魔されることはなかつたのである。

このように、「所の者ども」は、女房の「例の」様子を提示して、女房の印象を貶める。そして、「所の者ども」が「判官」の意味さえも勘違いする人々であることにより、女房の主張は排さ

れ、次郎の行動が円滑に進んでいくようになるのである。したがって、「所の者ども」は、結果的に、女房の論理を否定し、次郎の論理を正当化させていく存在として機能しているといえるのではないだろうか。

では、この「所の者ども」とは、どのような人々だったのだろうか。「所の者ども」が集団であることに着眼したい。先に見た通り、「所の者ども」は女房を「例の酔狂ひ」と言っているが、これは個々の発言ではなく（発言したのはそのうちの一人だろうが）「所の者ども」という集団の発言として記されている。つまり、「所の者ども」は、集団という一つのまとまりで動き、思考しているのである。また、先述したように、「所の者ども」は、官職名である「判官」を法師の名と勘違いする人々として記されている。つまり、「所の者ども」は、中央の常識には通じておらず、その地域における論理で動く人々であると考えられるのである。このように「所の者ども」は、その地域に根付き、かつ集団で思考し動く人々として記されているが、かかる「所の者ども」造型の背景には、次に引用する黒田俊雄氏が指摘するような状況があるものと考えられる。黒田氏は、中世の民衆は社会集団に属していたことを指摘した上で、働く民衆にとつて重要な意義をもったのは、勤労の組織、すなわち中世後期に関しては座の存在であると述べている。そして、氏は「中世では支配層も民衆も、なんらかの集団に所属しなくては社会生活のなかで自己の存立を確保し、生き抜いていくのは、困難であった。それぞれの集団が個々人の生存を保証し、集団の社会的勢力によりかかることで個々の生活が安泰なものになった」と締めくくると「所の者ども」

造型の背景には、このような、集団というまとまりが生活の基盤として機能する社会構造があったのではないだろうかと推察されるのである。

ところで、先に引用した本文をさらに読み進めていけば、ここには、次郎と女房の夫婦喧嘩に「所の者ども」が介入していくという構造が読み取れる。夫婦喧嘩の外側にいる「所の者ども」の言葉は、先に確認した通り、女房を否定する方向へと向かってゆき、反対に、次郎の行動を円滑に進ませることにつながっていく。つまり、第三者である「所の者ども」の言は、次郎の行動を正当化する方向へと物語を進ませてゆくための原動力なのである。このような第三者が介入して物語を進めてゆくという構造は、『義経記』の他の章段においても見受けられる。例えば、巻第三「弁慶義経に君臣の契約申す事」では、清水寺において義経と弁慶が大勝負を行うという著名な場面が記されているわけだが、そこには次に引用するような「観衆」が姿を見せている。

弁慶やがて太刀を抜く。御曹司も抜き合はせて散々に打ち合ふ。人これを見て、「こはいかに。此処なる御坊のこれ程分内も狭き所にて、しかも幼き人の戯れは何事ぞ。その太刀差し給へ」と雖も、耳にも聞き入れず斬り合ふ。御曹司も上なる衣を脱いで投げ捨て給へば、下に直垂に腹巻をぞ着給へる。「この人も只人にはおはせざりけり」とて、人目を澄ます。女や尼、童は、あわてふためき、縁より落つる者もあり。御堂の戸を立てて入れじとする者もあり。騒動にてぞありける。二人はやがて舞台へひらと下り合うてぞ戦ひ給ふ。始めは人も怖ぢて寄らざりけるが、後には面白さに行道をする様に、

ついでめぐりてこれを見る。他の人言ひけるは、「そもそも稚児勝り、法師が勝りか」「いや稚児こそ勝りよ。法師は物にてもなきぞ。早弱りて見ゆるぞ」と申しければ、弁慶これを聞き、「さては、早我は下手になるござんなれ」と心細くぞ思ひける。（巻第三「弁慶義経に君臣の契約申す事」）

「人これを見て」とあるように、義経と弁慶の大勝負は「人」いわゆる「観衆」によって見物されている。これらの「観衆」には、「女や尼、童は、あわてふためき、縁より落つる者もあり。御堂の戸を立てて入れじとする者もあり」と記されるように、「女や尼、童」なども含まれていたことが知られる。「観衆」は、義経と弁慶のやり取りを見物しつつ、どちらが優勢かを予想して義経と弁慶の大勝負へと介入していく。始めのうちは、「観衆」の声を「耳にも聞き入れず斬り合」っていた弁慶であったが、次に、好き勝手に意見を述べ合う「観衆」の存在に圧倒され始め、「心細く」思わずにはいられなくなる。このように、「所の者ども」の例と同様、大勝負を見物している「観衆」の言葉は、弁慶を心理的に圧倒し、その後の展開へと物語を進めてゆく機能を有するものなのである。つまり、先に引用した「弁慶義経に君臣の契約申す事」においても、「人」、すなわち「観衆」という第三者の存在は、物語の展開を進めていくための重要な役割を果たしているといえよう。

では、第三者の介入によって、物語が進められてゆくという構造は、どのような背景のもとで創造されたのだろうか。この点に關しては、次に引用する岡見氏の論考が大いに参考となる。氏は、『洛中洛外屏風図』や『職人歌合』などの史料を用い、洛中の中

心に往来する商人などに広く言及した上で、当時の様相を次のように概括している。

全国的な内乱の南北朝時代、文和四年（一三五五）二月の京軍に敵味方が日毎に市中に入れ交り、街なかで火花を散らし戦ったような時でも、物売りや芸能人は市中をうろつており、また合戦の際には「見物衆五条橋ヲ棧敷トス」（『源威集』）と物見高い京童は牛若もどきに「洛中屏風図」に見られる橋けたの高い柱の上に飛び乗って五条の橋で合戦見物と洒落たであろうし、「不思議成シ事ハ当日終夜清水坂ニ立君袖ヲ列テ座頭琵琶ヲ調參シニ少々平家語ランスル嗚呼ノ輩モ有シ也」（『源威集』）と、五条橋の東の清水坂には参詣の客の袖を引く名物の立君が夜にはうろつき、狂言「瞽女座頭」の如き烏譚の輩は清水寺の舞台や西門で平家を語ろうとする者もあり……²⁰

この引用より、当時の京都には、商売を生業とする人々や芸能者たちが洛中を賑わせるような状況があったことが知られる。これらの人々は、合戦の際には、五条橋を棧敷としてそれを見物したのであり、また清水坂の周辺には、立君がたむろし、そこには平家を語る芸能者たちの姿も散見されたのである。これらを踏まえて考えれば、義経と弁慶の大勝負を見物していた「人」（巻第三「弁慶義経に君臣の契約申す事」）は、岡見氏が指摘するような商売人や芸能者たちの存在が想定できるのではないだろうか。

以上より、「観衆」（第三者）という存在の登場は、商人や芸能者が京にひしめいているという時代状況によって生み出されたものと考えられよう。つまり、「観衆」（第三者）が物語に介入する

という構造は、様々な職種や階層の人々が京を中心に往来し、賑わせるという状況があったことよって可能になったといえるのではなからうか。そして、このことは「大津次郎」における「所の者ども」にも当てはまるものと考えられる。先述のとおり、「所の者ども」は次郎と女房の夫婦喧嘩に介入し、物語の進行に大きく関与している。この第三者である「所の者ども」が物語に介入するという構造は、商人をはじめとする多様な人々で賑わっていた当時の様相を踏まえた結果、生み出されたものであると考えられよう。以前、拙稿でも触れたが、大津周辺には、山科家所管の供御人らがひしめき合っていたという状況が確認される²¹⁾。このような「観衆」という第三者が介入し、物語を進めてゆくという構造は、当時の時代状況が可能にしたものだったと考えられるのではないだろうか。

五、結びにかえて

ここまで述べてきた通り、「大津次郎」における〈義経を救う行為〉を正當なものとして叙述する態度は、次郎とは異なった論理を唱える主体的な女房が物語から退出させられ、また、「判官」の意味さえも知らぬ人々である「所の者ども」が、かかる女房の退場を止めなかったことよって成り立っているものである。つまり、「大津次郎の事」における〈義経を救う行為〉の正當化は、女房と「所の者ども」の協力によってなされているということである。この物語は、次郎と女房、そして「所の者ども」という下位身分の人々の行動や思考のせめぎ合いを通して、物語の方向性が決められてゆくという側面を持つ物語であった。そのように評

価することができるのではなからうか。

最後に、今回検討することの叶わなかった今後の課題の提示をもって、本稿を締めくくろうと思う。本稿では、「大津次郎」において、〈義経を救う行為〉が正當化されていることを踏まえ、それに関わる女房と「所の者ども」の存在意義について検討を行ってきた。しかし、女房と「所の者ども」の存在意義、それぞれの記述のされ方の根拠となるような歴史的状況については言及できなかったもの、それを「大津次郎の事」全体の読みまで還元することはできなかった。また、「大津次郎の事」における論理を踏まえた上で、この物語を「義経記」全体の中に位置づける作業も不可欠であろう。課題は山積しているが、一つずつ、進めてゆきたい。

注

(1) 本稿においては、梶原正昭校注『義経記』新編日本古典文学全集六二(小学館、二〇〇〇年)を使用する。なお、底本は、国立歴史民俗博物館所蔵の田中本である。以下、本文の引用はすべてこれに拠る。

(2) この章段の舞台である「大津」の地は、周知のとおり、経済的側面や宗教的側面等からも注目されてきた都市である。本稿ではほとんど触れ得なかったが、これらの視点は等閑に付すべきではない。今後の課題とする。

(3) 角川源義「義経記の成立―「北国落」について―」(村上学編『義経記・曾我物語』(国書刊行会、一九九三年)、三澤裕子『義経記』成立論の問題点) 梶原正昭編『曾我・義経記の世界』(汲古書院、一九九七年)、藤島秀隆「義経北国落ち伝説考―義経記・『幸若舞曲』の伝承―」(村上学編『義経記・曾我物語』(国

- 書刊行会、一九九三年）伊東悦子『義経記』巻七と『源平盛衰記』―北陸記事における共通性について―」（『日本文学論究』七二号、二〇一二年）などがある。
- (4) 注3に掲げた角川論文に同じ。
- (5) 樋口大祐「浪漫的英雄」の行方」（『乱世』のエクリチュール転形期の人と文化）（森話社、二〇〇九年）
- (6) この部分は、諸本で異同が見られる。例えば、東洋文庫蔵の丹緑絵入十二行木活字本『義経記』では、「多くの法師の嘆きともならんや」とあるが、本稿では田中本の表記に従うこととする。
- (7) 注1テキストの頭注に「当時の諺か、刈萱は風になびくもの、女は男に従うもの、の意」とある。この解釈に従う。
- (8) 「所の者ども」という存在がこの物語に果たす役割は、意外に大きいのではないかと考える。第四節にて取り上げる。
- (9) 藪本勝治『義経記』の義経主従」（『義経記 権威と逸脱の力学』（和泉書院、二〇一五年）
- (10) この後で藪本氏は「ともあれ、助力者としての参加が可能な枠組みである（義経の物語）を、複数の助力者の物語群における伝承者の側が偶然的・同時多発的に発見したわけではなく、（義経の物語）の側にこそ求心力があり、貴種に味方することによって助力者自身が価値を与えられるという側面が指摘できることには留意が必要」と断っている。
- (11) 脇田晴子「中世後期、町における『女の一生』（女性史総合研究会編『日本女性生活史2 中世』（東京大学出版会、一九九〇年）、永原慶二「女性史における南北朝・室町期」『女性史総合研究会編『日本女性史2 中世』（東京大学出版会、一九九〇年）
- (12) 本文の引用は、小島孝之校注『沙石集』新編日本古典文学全集五二（小学館、二〇〇一年）に拠る。なお、底本は、市立米沢図書館蔵本である。
- (13) ただし保立氏は、それは必ずしも法的な権利としての所有ではないと断っている。（保立道久『中世の愛と従属 絵巻の中の肉体』（平凡社、一九八六年）
- (14) 注13に同じ。
- (15) 田端泰子「中世前期における女性の財産権―家族・村落の中で」（伊東聖子・河野信子編『女と男の時空―日本女性史再考 II おんなとおとの誕生―古代から中世へ』、藤原書店、一九九六年）
- (16) 岡見正雄「面白の花の都や」（『室町文学の世界』（岩波書店、一九九六年）
- (17) 傍線は筆者による。
- (18) 池田廣司・北原保雄『大藏虎明本 狂言集の研究 本文篇中』（表現社、一九七三年）
- (19) 黒田俊雄「中世民衆の生活と論理」（黒田俊雄編『中世民衆の世界』（三省堂、一九八八年）
- (20) 注16に掲げた岡見論文に同じ。
- (21) 以前、筆者は、『平家物語』や『吾妻鏡』が義経の幼少期を鞍馬と結びつけて語っているのに対して、『義経記』では、義経の幼少期が山科と結びつけられ、山科の地に重きが置かれていることに疑問を呈し、当時、大津周辺において供御人を支配していたとされる山科家に着目して考察を試みた。（拙稿『義経記』と山科に関する一考察―山科家という視点から―」（『国文論叢』第五〇号、二〇一六年三月）その際、今谷明氏の論考を引用し、大津周辺には山科家所管の供御人が多く存在していたことについて言及している。（『新修大津市史2 中世』（大津市役所、一九七九年）
- （さいが まち／兵庫県立八鹿高等学校教諭）